

子供・若者育成支援推進大綱（概要）

～ 全ての子供・若者が健やかに成長し、自立・活躍できる社会を目指して～

子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号)に基づき、子供・若者育成支援施策に関する基本的な方針等について定めるもの。

第1 はじめに

全ての子供・若者が自尊感情や自己肯定感を育み、自己を確立し、社会との関わりを自覚し、社会的に自立した個人として健やかに成長するとともに、多様な他者と協働しながら明るい未来を切り拓くことが求められている。

子供・若者の育成支援は、家庭を中心として、国及び地方公共団体、学校、企業、地域等が各々の役割を果たすとともに、相互に協力・連携し、社会全体で取り組むべき課題である。なお、一人一人の子供・若者の立場に立って、生涯を見通した長期的視点、発達段階についての適確な理解の下、最善の利益を考慮する必要がある。

全ての子供・若者が健やかに成長し、全ての若者が持てる能力を生かし自立・活躍できる社会の実現を総がかりで目指す。

現状と課題

- 【 家 庭 】 ・親が不安や負担を抱えやすい現状にあり、社会全体で子育てを助け合う環境づくりが必要
・貧困の連鎖を断つための取組、児童虐待を防止するための取組の必要
・家庭環境は多様であり、子供・若者、家族に対して、個々の状況を踏まえた対応が必要
- 【 地 域 社 会 】 ・地域におけるつながりの希薄化の懸念
・地域住民、NPO等が子供・若者の育成支援を支える共助の取組の促進が必要
- 【 情報通信環境 】 ・常に变化する情報通信環境は、子供・若者の成長に正負の影響をもたらす
・違法・有害情報の拡散、ネット上のいじめ、ネット依存への対応が必要
- 【 雇 用 】 ・各学校段階を通じ、社会的・職業的自立に必要な能力・態度を育てるキャリア教育、就業能力開発の機会の充実が重要
・円滑な就職支援、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善等による若者の雇用安定化と所得向上が重要

これまでの取組の中で顕在化してきたもの



- 【課題の複合性、複雑性】 困難を抱えている子供・若者について、子供の貧困、児童虐待、いじめ、不登校等の問題は相互に影響し合い、複合性・複雑性を有していることが顕在化。

第2 基本的な方針(5つの重点課題)

1. 全ての子供・若者の健やかな育成

- ・基本的な生活習慣の形成、学力・体力の向上、規範意識や思いやりの心の涵養
- ・心・身体の健康を維持し、自ら考え自らを守る力の育成
- ・地域の実情を踏まえた、子供・若者育成支援に関する相談窓口の整備の促進

2. 困難を有する子供・若者やその家族の支援

- ・年齢階層で途切れさせない縦のネットワーク及び多機関が有機的に連携した横のネットワークの構築を通じた支援
- ・家庭等に出向き支援するアウトリーチ(訪問支援)の充実
- ・子供の貧困対策、児童虐待防止対策の強化

3. 子供・若者の成長のための社会環境の整備

- ・地域等で実施される各種の体験・交流活動の充実
- ・インターネットの急速な普及を踏まえた情報通信技術の適切な利用

4. 子供・若者の成長を支える担い手の養成

- ・官公民連携による地域における共助機能の充実
- ・総合的な知見を有するコーディネーターの養成

5. 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援

- ・グローバル人材、科学技術人材の育成
- ・情報通信技術の進化に適応し、活用できる人材の育成
- ・地域づくりで活躍する若者の応援

第3 基本的な施策

1. 全ての子供・若者の健やかな育成

- (1) 自己形成のための支援
日常生活能力の習得
・インターネットの適切な利用に関する学習活動の推進 等
学力の向上 大学教育等の充実
- (2) 子供・若者の健康と安心安全の確保
健康教育の推進と健康の確保・増進等
・心の健康、薬物乱用、発達段階に応じた性に関する知識の教育の充実 等
・妊娠・出産・育児に関する正しい理解に係る教育や情報提供の充実
子供・若者に関する相談体制の充実
・困難を抱えた場合の相談先や解決方法の啓発広報
・子ども・若者総合相談センターの充実
・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用 等
被害防止のための教育
- (3) 若者の職業的自立、就労等支援
職業能力・意欲の習得 就労等支援の充実
- (4) 社会形成への参画支援

2. 困難を有する子供・若者やその家族の支援

- (1) 子供・若者の抱える課題の複合性・複雑性を踏まえた重層的な支援の充実
・子ども・若者支援地域協議会の設置促進・活動の充実
・アウトリーチ(訪問支援)に携わる人材の養成 等
- (2) 困難な状況ごとの取組
ニート、ひきこもり、不登校の子供・若者への支援等
・地域若者サポートステーションによる支援の充実 等
障害等のある子供・若者の支援
非行・犯罪に陥った子供・若者の支援等
子供の貧困問題への対応
・国民運動の取組の展開、充実 等
特に配慮が必要な子供・若者の支援
- (3) 子供・若者の被害防止・保護
児童虐待防止対策
・児童虐待の発生予防及び発生時の迅速・的確な対応 等
子供・若者の福祉を害する犯罪対策

3. 子供・若者の成長のための社会環境の整備

- (1) 家庭、学校及び地域の相互の関係の再構築
保護者等への積極的な支援
「チームとしての学校」と地域との連携・協働
地域全体で子供を育む環境づくり
・放課後子ども総合プランの推進
・社会性・人間性等を育む多様な体験・交流活動の推進 等
子供・若者が犯罪等の被害に遭いにくいまちづくり
- (2) 子育て支援等の充実
- (3) 子供・若者を取り巻く有害環境等への対応
安全・安心なインターネットの利用に関する教育・啓発活動の強化
・ネット依存の傾向が見られる青少年を対象とした自然体験や宿泊体験プログラムの実施 等
- (4) ワーク・ライフ・バランスの推進

4. 子供・若者の成長を支える担い手の養成

- (1) 地域における多様な担い手の養成
・子育て経験者や様々な経験を有する高齢者、企業やNPO等の多様な主体の参加促進 等
- (2) 専門性の高い人材の養成・確保
・総合的な知見の下に支援をコーディネートする人材の養成
・教育、医療・保健、福祉等の専門職の人材確保、専門性の向上

5. 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援

- (1) グローバル社会で活躍する人材の育成
・留学支援の充実 等
- (2) イノベーションの担い手となる科学技術人材等の育成
・先進的な理数教育の支援 等
- (3) 情報通信技術の進化に適應し、活用できる人材の育成
・情報通信技術を高度に活用して社会の具体的な課題を解決できる人材を育成
- (4) 地域づくりで活躍する若者の応援
・地域産業を担う高度な専門的職業人材を育成
・「地域おこし協力隊」の推進 等
- (5) 国際的に活躍する次世代競技者、新進芸術家等の育成
・国際大会で活躍が期待できる競技者の発掘・育成・強化
・世界に通用する創造性豊かな芸術家等の育成
- (6) 社会貢献活動等に対する応援
・内閣総理大臣表彰の創設

第4 施策の推進体制等

- (1) 子供・若者に関する実態等の把握、知見の集積と共有 (2) 広報啓発等 (3) 国際的な連携・協力
- (4) 施策の推進等
・地域における先進的な活動についての情報を共有しつつ、行政、学校、企業、NPO等の連携を強化し、社会総がかりでの取組を促進 等